

令和4年5月12日

第4学年保護者の皆様

多摩市教育委員会 学校支援課
多摩市立西落合小学校
校長 池田 泰章

色覚検査(眼科健康相談)について

多摩市教育委員会では、健康診断の一環として、希望者を対象とした色覚検査を、各学校で実施しています。以下の用紙に必要事項をご記入の上、5月20日(金)までに、学校に必ずご提出くださいますよう、お願いいたします。色覚異常についての説明は裏面をご覧ください。

記

- 日時： 令和4年6月1日(水)
- 会場： 多摩市立西落合小学校 保健室
- 実施方法： プライバシーに配慮し、養護教諭が個別に実施いたします。
学校用色覚検査表を使い、1人2～3分かかります。
- 結果通知： 疑いのあるお子さんの保護者の方には、養護教諭よりお知らせいたします。

----- キ リ ト リ -----

令和4年度 色覚検査 希望確認書

※4年生全員提出です。

色覚検査を

希望します	}	いずれかを丸で囲んでください。
希望しません		

4年 組 番 児童氏名

保護者氏名

㊞

色覚異常とは……

先天性色覚異常は、男子の約5%（20人に1人）、女子の約0.2%（500人に1人）の割合で認められます。つまり、各クラス1～2人の色覚異常の児童が存在する可能性があります。

色覚異常があっても、色が分からないことは極めて稀で、多くの場合は、似た色の微妙な違いを識別しにくくなるといった程度の見え方です。

学校生活においては、教科書（地図帳）、色鉛筆、絵の具などに見誤りを起こす可能性があり、日常生活においては、細かく淡い色模様や均一な濃い色彩の中の一部異なる色を、暗い条件下で見間違ふ恐れがあります。

先天性色覚異常は、本人には自覚のない場合が多く、日常生活にほとんど不自由がなく、色間違いに気付いた周囲の人たちから誤解を受けたまま過ごすことがあります。検査を行ってみて初めて分かることが多く、色覚検査なしにその状態を正しく把握することは困難です。

治療法はありませんが、授業を受けるにあたり、また将来の職業・進路選択をする際の自分自身の色に対しての感覚を知っておくためにも、色覚検査は、必要な検査であると思われます。